

No. 4 建築基準法施行令改正に伴う地区計画の変更に関する案件概要

議第 1187 号

横浜国際港都建設計画地区計画東戸塚西地区地区計画ほか 33 地区地区計画の変更

(1) 東戸塚西地区地区計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	新（変更後）	旧（変更前）
			…その他これに類する <u>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 9 の 3</u> に規定するもの	…その他これに類する <u>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 9 の 2</u> に規定するもの

同様に、以下の地区計画の建築物等の用途の制限を変更します。

- (2) 保土ヶ谷神戸町地区地区計画
- (3) 杉田・新杉田駅周辺地区地区計画
- (4) みなとみらい 2 1 中央地区地区計画
- (5) 瀬谷駅周辺地区地区計画
- (6) 戸塚駅西口地区地区計画
- (7) 上大岡西一丁目地区地区計画
- (8) みなとみらい 2 1 新港地区地区計画
- (9) 元町仲通り街並み誘導地区地区計画
- (10) 鶴ヶ峰駅南口地区地区計画
- (11) 山下公園通り地区地区計画
- (12) 港北ニュータウンタウンセンター北地区地区計画
- (13) 港北ニュータウンタウンセンター南地区地区計画
- (14) 新横浜長島地区地区計画
- (15) たまプラーザ駅周辺地区地区計画
- (16) 元町地区地区計画
- (17) 二俣川駅北口駅前地区地区計画
- (18) 日本大通り用途誘導地区地区計画
- (19) 伊勢佐木町 1・2 丁目地区地区計画
- (20) 山下町本町通り地区地区計画
- (21) 長津田駅北口地区地区計画
- (22) 馬車道地区地区計画
- (23) 戸塚駅前中央地区地区計画
- (24) 日ノ出町駅前 A 地区地区計画
- (25) 戸塚駅西口第 3 地区地区計画
- (26) 金沢八景駅東口地区地区計画
- (27) 二俣川駅周辺地区地区計画
- (28) 神奈川大口通地区地区計画
- (29) 東神奈川一丁目地区地区計画
- (30) 大船駅北第二地区地区計画
- (31) エキサイトよこはま 2 2 横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区計画
- (32) 北仲通南地区再開発地区計画
- (33) 上大岡 C 南再開発促進地区地区計画
- (34) 北仲通北再開発等促進地区地区計画

(内容)

本案件は、平成28年6月23日の建築基準法施行令改正において、建築物の用途の制限に関する条項が変更されたことに伴い、変更された条文を引用している東戸塚西地区地区計画ほか33地区の地区計画について当該部分の記述を変更するものです。

【参考：建築基準法施行令改正内容】

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途)</p> <p>第130条の9の2 法別表第二(と)項第五号及び第六号並びに(わ)項(法第87条第2項又は第3項において法第48条第7項及び第13項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。</p>	<p>(近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物)</p> <p>第130条の9の2 法別表第二(ち)項第三号及び(ぬ)項第三号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第8項及び第10項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものとする。</p>
<p>(近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物)</p> <p>第130条の9の3 法別表第二(ち)項第三号及び(ぬ)項第三号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第8項及び第10項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものとする。</p>	<p>←</p> <p>(略)</p>